

入 札 説 明 書

令和８～１２年度 岡山労働局の業務用自動車の
賃貸借等に係る契約

令和８年８月

岡 山 労 働 局

目 次

1 入札公告

2 仕様書

3 入札説明書

4 付記事項

(1) 提出書類

(2) 入札方法及び書類等提出方法

(3) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

添付書類

自動車の性能に関する審査要領、契約書（案）、封書記載例

別添様式類

様式 1－1（入札書）

様式 1－2（入札書）

様式 2（委任状）

様式 3（電子入札案件での紙入札方式での参加について）

様式 4（入札参加資格確認関係書類（提出書類））

様式 4－2（入札参加資格確認申請・証明書）

様式 4－3（入札参加資格確認申請・証明書）

様式 5（入札辞退届）

様式 6（開札承諾書）

様式 7（入札参加受付票）

様式 8（誓約書）

様式 9（自己申告書）

自動車性能等証明書Ⅰ～Ⅴ

入札書別添

調達についての質問票

入札の流れ

入札関係書類受領書

1 入札公告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札（総合評価落札方式）に附します。

令和 8 年 8 月 4 日

支出負担行為担当官

岡山労働局総務部長 松岡 宗寛

1 調達内容

（１）件名

令和 8 ～ 1 2 年度 岡山労働局で使用する業務用自動車の賃貸借等の契約

（２）調達件名の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

（３）契約期間

令和 9 年 3 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

詳細は入札説明書及び仕様書による。

（４）履行場所

入札説明書及び仕様書による。

（５）入札方法

入札金額は総価を記入すること。

本件は、価格と環境性能を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 % に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 電子調達システムの利用について

本案件は、電子調達システムにより行うこととする。

なお、電子調達システムによりがたい場合は、当局へ申し出を行い、紙入札方式参加届を提出することにより、紙入札方式に変更することができる。

3 競争参加資格

（１）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人または被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）予決令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

（３）令和 7 ・ 8 ・ 9 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長より中国地域で「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供」等の B 等級、C 等級、D 等級に格付けされている者であること。

（４）労働保険、社会保険の加入が未適用でないこと。及びこれらに係る直近 2 年間の保険料の滞納がないこと。

（５）資格審査申請書又は、添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

（６）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

（７）厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

（８）過去 1 年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

4 入札説明書の交付場所等

（１）契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8611 岡山労働局総務部総務課（岡山市北区下石井 1 - 4 - 1 岡山第 2 合同庁舎 3 階）

岡山労働局総務部総務課 会計第二係 橋本

電話：086-225-2011

- (2) 入札説明書の交付方法
岡山労働局ホームページ (<https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/>) に掲載する。
交付期間：本公告の日から令和8年8月19日（水）午後5時まで

5. 入札書の提出場所等

- (1) 電子調達システムのURL
政府電子調達システム
<https://www.p-portal.go.jp/>
- (2) 入札等の問い合わせ先
上記4（1）に示す場所と同じ。
- (3) 紙入札方式による入札書等の提出先
上記4（1）に示す場所と同じ。
- (4) 電子調達システムによる入札書類データ（証明書等）の受領期限及び紙入札参加届等書類（証明書等）の受領期限
令和8年8月20日（木）午前11時
- (5) 電子調達システムによる入札書の受領期限及び紙入札方式による入札書の受領期限
令和8年8月21日（金）正午
- (6) 開札の場所及び日時
岡山労働局総務部総務課（岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階）
令和8年8月21日（金）午後1時開始

6. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
入札保証金及び契約保証金の納付を免除する。
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
契約書の作成を要す。原則、契約書の締結は電子契約によること。
- (5) 落札者の決定方法
①次の要件に該当するもののうち、入札説明書に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。
（ア）予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であること。
（イ）入札者の提出した性能等証明書が、岡山労働局の審査の結果、合格したものであること。
②落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった課税対象金額の110分の100に相当する金額と非課税対象金額を足し合わせた金額を入札書に記載すること。
- (6) 落札者の氏名、住所及び落札価格等の落札結果については公表することとする。
- (7) 担当者等から提出される本入札に係る契約関係書類については、事業者としての決定であること。
- (8) 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴収する場合があります。
- (9) その他
詳細は入札説明書による。

2 仕 様 書

仕 様 書

令和 8 ～ 1 2 年度 岡山労働局の業務用自動車の賃貸借等に係る契約

岡 山 労 働 局

1 業務概要

岡山労働局（公共職業安定所等を含む。以下同じ。）（以下「労働局」という。）において、業務を実施するために必要となる自動車の賃貸借を行う。

2 賃貸借期間

- （1）仕様書別紙 1 に掲げる普通乗用車、軽自動車 a・b（局、岡山所、笠岡所の計 3 台）
令和 9 年 3 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの 4 9 月
- （2）仕様書別紙 1 に掲げる小型貨物車 A，B（局、倉敷中央所の計 2 台）
令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの 4 8 月

3 契約方法

一般競争入札（総合評価落札方式）
（別添「自動車の性能に関する審査要領」に基づき得点を算出する。）

4 調達内容

- （1）自動車の仕様
仕様書別紙 1 に掲げる基準を満たす新車であること。
- （2）賃貸借台数
5 台
普通乗用車 2WD（5 人乗り）スタッドレスタイヤあり 1 台

軽乗用車 a・b 2WD（4 人乗り）スタッドレスタイヤなし 2 台

小型貨物車 A 2WD（5 人乗り）スタッドレスタイヤあり 1 台

小型貨物車 B 2WD（5 人乗り）スタッドレスタイヤなし 1 台
- （3）納車場所
岡山労働局（岡山市北区下石井 1－4－1）・・・・・・ 普通乗用車、小型貨物車 A
岡山公共職業安定所（岡山市北区野田 1－1－2 0）・・・・軽乗用車 a
倉敷中央公共職業安定所（倉敷市笹沖 1 3 7 8－1）・・・・小型貨物車 B
笠岡公共職業安定所（笠岡市笠岡 5 8 9 1）・・・・・・ 軽乗用車 b

(4) 自動車保険の加入

(2) の5台については、ア～ウを満たす保険に加入すること。

① 保険の種類

自動車保険（フリート契約）

② 補償内容

(ア) 対人賠償保険（1名につき） 無制限（免責なし）

(イ) 対物賠償保険（1件につき） 無制限（免責なし）

(ウ) 車両保険（一般型） リース車両を補償できる額（免責10万円）

③ 特約その他

(ア) 対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。

(イ) 運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること。

(ウ) 弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること。

(エ) 年齢制限なし、搭乗者保険なし、運転者を職員（公務中のみ）に限定する。

(オ) 無保険車傷害保険、対人臨時費用については、不担保とする。

(カ) 仕様書記載以外の自動付帯特約を不担保とすることは不可である。

(キ) 保険を使用しない場合における示談交渉等の専門情報の提供及び助言並びに事故受付対応を行うこと。

(ク) 加害事故のほか、自損及び被害事故についても委託者と協議し決定した様式により速やかに事故報告書を作成し、事故当事者が労働局に提出すること。

(5) 労働局における自動車の状況

岡山労働局における自動車の年間走行距離は約8000kmである。

5 支払期日等

月末締めで翌月払いとする。

6 業務内容

(1) 納車計画等

契約締結後、速やかに事業所・整備工場等一覧表（別紙2）を作成し、労働局に納入される車両の安全な運行を確保するために必要な体制（整備工場等）を構築すること。

なお、事業所は、労働局との連絡調整を行う担当者の所属する支社等を想定しているが、労働局との連絡調整を行うことができるのであれば、支社ではなく本社や整備工場が労働局との連絡調整も担うことも必要な体制が構築されていると判断する。

(2) 納車の対応

賃貸借契約の開始日（令和9年3月1日及び令和9年4月1日）までに車両登録の手続きを行うとともに、賃貸借契約の開始日から14日以内（14日目が閉庁日の場合は翌開庁日）までに、労働局職員と納車日等について調整を行い、指定の場所に納車すること。ただし、納車が間に合わない際には、同等程度の車両を代車として用意すること。また、納入期限に間に合わず代車を用いる場合、新車を納入月の月末までに納車すること。

また、納車時には燃料を完全補充状態で引き渡した上で、引渡書（受託者所定の様式で可。）を労働局職員へ提出し、車両の点検を受けること。

(3) 継続検査及び定期点検時の対応

労働局職員から継続検査及び法定 12 か月点検の実施に係る連絡があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、適時適切に必要な点検等を行うとともに、必要に応じて、以下の消耗品の交換等を実施すること。

ア 一般消耗品部品交換（ワイパーゴム、プラグ等、パンク修理含む）

イ エンジンオイル交換（年 2 回、6 か月安全点検ごと）

ウ オイルエレメント交換（年 1 回）

エ エアフィルター交換（年 1 回）

オ バッテリー交換・補充（必要回数）

カ タイヤ交換（必要本数）

なお、継続検査及び定期点検時以外の場合においても、労働局職員から通常使用による消耗部品の交換等の依頼があったときは、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うこと。

また、検査終了後に検査証（受託者所定の様式で可。）を労働局職員へ提出し、車両の点検を受けること。

(4) 車両故障・不具合発生時の対応

労働局職員から、同職員等の責任によらない車両の故障や不具合に係る連絡があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うこと。

(5) シーズンごとのタイヤ・ワイパーの交換に係る対応

労働局職員から貸借車に係るタイヤ・冬用ワイパーの交換依頼があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うとともに、バッテリーのチェックや関連部分の点検も併せて実施すること。

(6) 点検修理時の代車に係る対応

上記(3)から(5)までの対応をする際、当日中での当該車両の受け渡しが困難な場合には、受託者の負担において、あらかじめ賃貸借車両と同等程度の車両を代車として用意すること。

(7) 事故の処理に係る対応

事故が発生した場合には、以下のとおり対応すること。

① 事故の受付及び対応

(ア) 事故発生時において、事故処理専門要員による事故受付を行い、事故対応の指示等を行うこと

(イ) 事故の内容によっては必要に応じて現場確認を行うこと

② 事故処理及び報告

事故処理状況については、労働局へ随時報告を行い、労働局が求めた場合は、事故内容及び進捗状況について迅速に回答できるようにすること。

③ 示談書等の作成

事故の相手方との示談については、あらかじめ労働局総務部総務課と調整の上、交渉を進めるものとし、示談書・免責証書を作成する場合には、その内容を報告し了解を得ること。

また、示談書の様式は必ず当事者の双方が記名押印できるものとする。

④ 損害資料及び示談書の提出

労働局が求めるときは、下記資料、書類等を提出すること。

- (ア) 損害調査報告書（損害査定額その他、相手方の損害明細、損害状況が確認できる写真等の提出含む）
- (イ) 関係書類（車検証、交通事故証明書、治療証明書、修理見積書、請求書、委任状、車両保有の申立書等）
- (ウ) 過失割合に関する意見書（根拠となる判例等の提示を含む）
- (エ) 損害賠償金精算明細書及び損害賠償内容説明書（根拠となる判例等の提示を含む）
- (オ) 加害事故に係る相手との交渉経過

⑤ その他

- (ア) 本仕様書に定めるもの以外の担保、補償及びサービスの範囲を縮小する等の特約を付帯することはできない。
- (イ) 本仕様書に定めのない事項は、自動車総合保険普通保険約款に準じる各保険会社約款（※）によるものとする。

※ 対人・対物の示談交渉サービス付きの条件を満たす内容であれば約款 名称は問わない。

(8) その他

車両の運用等を行うに当たっては、労働局の業務等に支障が生じないよう、労働局職員と十分に調整すること。

7 業務実施体制

本業務の実施に当たっては、統括管理者を1名おくこと。統括管理者は、本業務全体を統括し、必要な意思決定を行い、他の事業所の業務を把握し、進捗管理、他の事業所への指導等を行うこと。また、労働局との連絡調整等を担当すること。

8 その他

- (1) 自動車の維持に係る費用（別紙3）については、受託者の負担とすること。
- (2) 納車された車両については、他の労働基準監督署及び公共職業安定所等に配備換えを行う可能性があるが、受託者は、配備換え後においても、本仕様書に基づき必要な対応を行うこと。
- (3) 業務遂行上知り得た労働局に関する情報については、漏洩しないこと。
- (4) 本仕様に疑義が生じた場合は、速やかに労働局と協議の上、その指示に従うこと。

9 検査

- (1) 仕様書に則って、納入成果物を提出すること。その際、労働局の指示により、全数検査又はサンプル検査を行い、品質保証を客観的に証明する資料（引渡書、検査証明、事故報告書等）を、納入成果物と併せて提出すること。
- (2) 検査の結果、納入成果物の全部又は一部に不合格品が生じた場合、受託者は直ちに当該納入成果物を引き取り、必要な修復を行った後、指定した日時までに、修正が反映された成果物をすべて納品すること。

10 問題発生時の連絡体制

情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

岡山労働局 総務部 総務課 電話番号 086-225-2011

令和8～12年度 岡山労働局の業務用自動車賃貸借等に係る契約

類型		普通乗用車
駆 動 方 式		F F
スタッドレスタイヤ装着の有無		有
台 数		1台
総 排 気 量		1,800cc程度
車 両 重 量		1,000kg以上～1,500kg以内
全 長		4,700mm以内
全 幅		1,800mm以内
全 高		1,500mm以内
荷 室		分割可倒式リアシート
乗 車 定 員		5名
トランスミッション		4速オートマチック以上又はCVT(無段変速オートマチック)
燃 費 対 策		ハイブリッド自動車であること
使 用 燃 料		無鉛レギュラーガソリン
車 体 の 色		シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたもの
環境性能	排ガス性能	平成30年排出ガス規制50%低減レベル適合車
	燃費性能	令和12（2030）年度燃費基準値80%達成レベル以上
装 備	エアバックシステム	運転席及び助手席
	アンチロックブレーキ	全車に装備
	空調	オート又はマニュアルエアコン
	カーナビゲーション	ビルトインタイプ、ディスプレイ、セットアップ作業の実施を含む 納品から3年間に1回は地図データを無償更新することとし、受託者において更新作業及び更新SDカードを用意すること ※テレビ機能搭載の場合はテレビ機能を不能とすること。またはテレビ機能非搭載とすること。
	AM/FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可
	ドライブレコーダー	ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること
		走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること
	パワーウィンドウ	最低でも運転席側に装備していること
	キーレスエントリー	スマートキーでなくても可
	フロアマット	前席、後席分
	付属品等	スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具
冬 期	スタッドレスタイヤ装着	夏タイヤの他にホイール装着済のスタッドレスタイヤを4本用意すること。シーズン毎の交換及びシーズンオフの保管については受託者で行うこと。
	冬用ワイパー	フロント、リアを用意すること。シーズン毎の交換及び摩耗時の交換については受託者で行うこと。
安 全 装 備		安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること

令和8～12年度 岡山労働局の業務用自動車賃貸借等に係る契約

類型		軽乗用車	軽乗用車
表示記号		a	b
駆 動 方 式		F F	
スタッドレスタイヤ装着の有無		無	
台 数		1台	1台
総 排 気 量		660cc以内	
車 両 重 量		1,000kg以内	
全 長		3,400mm以内	
全 幅		1,500mm以内	
全 高		1,700mm以上～1,800mm以内	1,700mm以内 ※駐車条件に車高制限あり
荷 室		分割可倒式リアシート	一体可倒式リアシート
乗 車 定 員		4名	
トランスミッション		4速オートマチック以上又はCVT(無段変速オートマチック)	
燃 費 対 策		ハイブリッド自動車であること	
使 用 燃 料		無鉛レギュラーガソリン	
車 体 の 色		シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたもの	
環境性能	排ガス性能	平成30年排出ガス規制50%低減レベル適合車	
	燃費性能	令和12（2030）年度燃費基準値80%達成レベル以上	
装備	エアバックシステム	運転席及び助手席	
	アンチロックブレーキ	全車に装備	
	空調	オート又はマニュアルエアコン	
	カーナビゲーション	ビルトインタイプ、ディスプレイ、セットアップ作業の実施を含む	
		納品から3年間に1回は地図データを無償更新することとし、受託者において更新作業及び更新SDカードを用意すること ※テレビ機能搭載の場合はテレビ機能を不能とすること。またはテレビ機能非搭載とすること。	
	AM/FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可	
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可	
	ドライブレコーダー	ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること	
		走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること	
	パワーウィンドウ	最低でも運転席側に装備していること	
	キーレスエントリー	スマートキーでなくても可	
	フロアマット	前席、後席分	
	付属品等	スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具	
安 全 装 備		安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること	

令和8～12年度 岡山労働局の業務用自動車賃貸借等に係る契約

類型		小型貨物車	
表示記号		A	B
駆 動 方 式		F F	
スタッドレスタイヤ装着の有無		有	無
台 数		1台	1台
総 排 気 量		1,500cc程度	
車 両 重 量		1,000kg以上～1,500kg以内	
全 長		4,700mm以内	
全 幅		1,700mm以内	
全 高		2,000mm以内	
荷 室		一体可倒式リアシート	
乗 車 定 員		5名	
トランスミッション		4速オートマチック以上又はCVT(無段変速オートマチック)	
燃 費 対 策		ハイブリッド自動車であること	
使 用 燃 料		無鉛レギュラーガソリン	
車 体 の 色		シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたもの	
環境性能	排ガス性能	平成30年排出ガス規制50%低減レベル適合車	
	燃費性能	平成27年度燃費基準達成車	
装 備	エアバックシステム	運転席及び助手席	
	アンチロックブレーキ	全車に装備	
	空調	オート又はマニュアルエアコン	
	カーナビゲーション	ビルトインタイプ、ディスプレイ、セットアップ作業の実施を含む	
		納品から3年間に1回は地図データを無償更新することとし、受託者において更新作業及び更新SDカードを用意すること ※テレビ機能搭載の場合はテレビ機能を不能とすること。またはテレビ機能非搭載とすること。	
	AM/FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可	
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可	
	ドライブレコーダー	ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること	
		走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること	
	パワーウインドウ	最低でも運転席側に装備していること	
	キーレスエントリー	スマートキーでなくても可	
	フロアマット	前席、後席分	
	付属品等	スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具	
冬期 ※Aのみ	スタッドレスタイヤ装着	夏タイヤの他にホイール装着済のスタッドレスタイヤを4本用意すること。シーズン毎の交換及びシーズンオフの保管については受託者で行うこと。	
	冬用ワイパー	フロント、リアを用意すること。シーズン毎の交換及び摩耗時の交換については受託者で行うこと。	
安 全 装 備		安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること	

○ リース代金に含める項目

車両費用	車両代金	
	登録諸費用	車庫証明、納車費用含む
	環境性能割	
	自動車税	契約期間中対応
	自動車重量税	契約期間中対応
自動車損害賠償責任保険料		契約期間中対応
任意保険料	対人賠償保険	無制限（免責なし）
	対物賠償保険	無制限（免責なし）
	人身傷害保険	不担保
	無保険車傷害保険	不担保
	車両保険	リース車両を補償できる額（一般型）（免責額10万円）
	特約その他	① 対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。
		② 運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること。
		③ 弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること。
		④ リースカー車両費用特約付きであること。
		⑤ リースカー車両費用に関する修理費優先払い特約付きであること。
		⑥ 年齢制限なし、搭乗者保険なし、運転者を職員（公務中のみ）に限定すること。
メンテナンスサービス	継続車検整備	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	1 2 か月点検	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	事故修理	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	一般修理・故障修理	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	一般消耗品部品交換	パンク修理含む
	エンジンオイル交換	必要回数
	オイルエレメント交換	必要回数
	エアフィルター交換	必要回数
	バッテリー交換・補充	必要回数
	タイヤ交換	シーズン交換・必要本数
	点検修理時の代車	法定整備及び故障整備の際に対応。 当日中の車両受け渡しが困難な場合は、別途労働局と協議する。

3 入 札 説 明 書

この入札説明書は、本件入札に関し、会計法その他関係法令に関するもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に関する事項

- (1) 調達件名 令和8～12年度 岡山労働局の業務用自動車の賃貸借等に係る契約
- (2) 仕様 仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和9年3月1日から令和13年3月31日
令和9年4月1日から令和13年3月31日
なお、納入期限に間に合わず代車を用いる場合、新車を納車月の月末までに納車すること。
- (4) 納入場所 仕様書のとおり

2 入札

落札者の決定は、価格及び環境性能を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式をもって行う。

入札参加者は、この入札説明書、2に示す仕様書等を熟読のうえ入札しなければならない。この場合において、関係書類に疑義があるときは、入札日までの間、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札書を提出した後においては、関係書類について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった課税対象金額の110分の100に相当する金額と非課税対象金額を合算した金額を入札書に記載すること。

3 入札保証金及び契約保証金

予算決算及び会計令第77条第1項第2号、第100条の3第1項第3号に基づき免除とする。

4 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長より中国地域で「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供」のB等級、C等級又はD等級に格付けされている者であること。
- (4) 労働保険、社会保険の加入が未適用でないこと。及びこれらに係る直近2年間の保険料の滞納がないこと。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

5 入札者の義務等

この入札に参加を希望する者は、環境性能及びその他仕様書に定める要求要件に係る内容を記載した自動車性能等証明書Ⅰ～Ⅴ(様式10-1、様式10-2及び様式10-3)を作成し、後記6の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日までの間において支出負担行為担当官から当該資料に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

6 入札書の提出場所等

入札書は、電子調達システムにより提出するものとし、入札書には入札書別添1-1～入札書別添5-2の入札項目表を必ず添付すること。ただし、紙による入札の参加を希望する場合には、様式3により事前に申し出る必要がある。

また、電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手順に従い、電子調達システムを通じて様式4-3の証明書を、令和8年8月20日(木)午前11時までに提出しなければならない。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることはできない。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

入札書の提出期限 令和8年8月21日(金)正午

※ 電子調達システムに到着するように提出すること(令和8年8月4日(火)午前9時以降、提出可能であること)。なお、電子調達システムにより入札する場合には、通信状況により提出期限内に入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うこと。

(2) 紙により入札を行う場合

① 入札書の提出期限 令和8年8月21日(金)正午

※ 郵送による入札書の提出を認める。(到達時間厳守のこと。)

※ 令和8年8月4日(火)午前9時以降、提出可能であること。

② 入札日時・場所・契約事項を示す場所・問い合わせ先

〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階

岡山労働局総務部総務課会計第二係

TEL:086-225-2011

③ 入札書の提出方法

入札書は様式1-1にて作成の上、直接提出する場合は別添「封書記載例」により封筒に入れ封印し、提出すること。

なお、代理人が入札する場合は、別紙1-2の様式を使用するものとし、委任状(様式2)は入札書簡とは別にし、提出すること。

※郵送での提出において、再度入札となることを考慮し、再度入札を希望する場合は、それぞれの封筒の封皮に「○回目」と記入し、何回目の入札書か分かるようにすること。

(3) 無効の入札

- ① 競争に参加する資格のない代理人のした入札
- ② 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ③ 記名を欠く入札
- ④ 金額を訂正した入札
- ⑤ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑥ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑦ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は二人以上の代理をした者の入札
- ⑧ 入札書に添付して提出が求められる内訳書その他資料を提出しない者又は不備のある添付書類を提出した者の入札
- ⑨ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 入札の延期

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(5) 代理人による入札

- ① 代理人が電子調達システムにより入札をする場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。
なお、電子調達においては、復代理人による入札は認めない。
- ② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に入札参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して（外国人の署名を含む。）おくとともに、開札時まで様式2による委任状を提出しなければならない。
- ③ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(6) 入札の辞退

入札を辞退するときは、その旨を次の各号により申し出るものとする。

- ① 入札執行前であっては、入札辞退届（様式5）を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
- ② 入札執行中であっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行する者に直接提出して行う。

入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

7 開 札

(1) 開札の日時及び場所

日時：令和8年8月21日（金） 午後1時

場所：岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階 岡山労働局総務部総務課

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合、立会は不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

開札当日は、原則として入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

なお、開札への立会を希望する場合は、開札日の前営業日までに、上記 6 (2) ②の連絡先へ連絡すること。

入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うため、事前の連絡は不要である。また事前に、「開札承諾書」(様式 6)を提出しておくこと。開催の結果は電話等で連絡する。

入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

入札者又はその代理人が開札場に入場しようとするときには、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する資料、身分証明書等を提示しなければならない。

下記再度入札となる場合は、再入札時間の時間指示があるので、開札時間以降、入札参加者又はその代理人は、当局と速やかに連絡が取れる体制を確保しておくこと。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した入札がないときは、同日中に時間指定の上、再度の入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。

再度の入札の回数は、原則として 2 回を超えないものとする。

8 自動車性能等証明書の審査

提出された自動車性能等証明書は岡山労働局において審査し、合格したものに係る入札書のみを落札対象とする。自動車性能等証明書の合否については、開札日の前日までに入札者に連絡し、不合格となったものには、理由を付して通知するものとする。

9 落札者の決定

(1) 次の各要件に該当するもののうち、別添の審査要領に定める「総合評価点の計算方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

①入札価格が、予決令第 7 9 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内であること。

②入札者が提出した性能等証明書が、前記 8 による審査の結果、合格したものであること。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。また、入札者又はその代理人が直接くじを引けないとき、電子調達によるとき、くじを引かない者があるときは、本件入札事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

(3) 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を文書及び電子調達システムの開札結果の通知により通知するものとする。

1 0 契約書の作成

- (1) 契約の相手方が決定したときは、落札者決定の日から7日以内に契約を締結するものとする。
- (2) 契約条項は、別添「契約書（案）」のとおり。

1 1 その他

- (1) 入札した者は、入札後、この説明書、仕様書、契約書（案）及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 入札に要求される事項
紙による入札の参加を希望する者は、本入札説明書4の入札参加資格を有することを証明する様式4及び添付書類等を、令和8年8月20日（木）午前11時までに提出しなければならない。
また、開札日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (4) 支払条件
別添「契約書（案）」に定めるとおり、適法な請求書を受領した日の翌日から起算して30日以内に支払うものとする。
- (5) 入札にかかる注意事項
岡山労働局ホームページから当該入札説明書等をダウンロードした場合には「入札関係書類受領書」を提出すること。
- (6) 人権尊重への取り組み
入札参加者は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。
- (7) 入札情報の公開
電子調達システムにより執行する本案件については、入札結果に関して落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格等を同システムで公表することにあらかじめ同意するものとする。
- (8) その他
担当者等から提出される本入札に係る契約関係書類については、事業者としての決定であること。もし、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

1 2 電子調達システム利用時の緊急の連絡先

障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- | | |
|----------|---|
| ・ ヘルプデスク | 0 5 7 0 - 0 0 0 - 6 8 3 |
| ・ ホームページ | https://www.p-portal.go.jp/ |

4 付 記 事 項

1 提出書類

- (1) 当入札説明書等を岡山労働局ホームページからダウンロードした場合には「入札関係書類受領書」を提出すること。
- (2) 入札に参加しようとするものは、次の書類を令和8年8月20日(木) 午前11時までに次に掲げる各書類(様式)を提出すること。

- ①入札参加資格確認申請・証明書(様式4-3) 【電子入札】
- ②入札参加資格確認申請・証明書(様式4-2) 【紙入札】
- ③資格審査結果通知書(写)(令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格審査結果通知書) 【電子入札】 【紙入札】
- ④電子入札案件での紙入札方式での参加について(様式3) 【紙入札】
- ⑤入札参加受付票(様式7) 【紙入札】
- ⑥誓約書(様式8) 【電子入札】 【紙入札】
- ⑦自己申告書(様式9) 【電子入札】 【紙入札】
- ⑧自動車性能証明書Ⅰ～Ⅴ 【電子入札】 【紙入札】
- ⑨自動車カタログ 【電子入札】 【紙入札】

上記①、③、⑥、⑦、⑧、⑨【電子入札】の書類については、調達システムでデータ添付のこと。②～⑨【紙入札】の書類の提出にあつては、郵送可(期限内到着)とする。ただし、郵送の場合は書留など記録が残るものを利用すること。

なお、必要に応じて上記以外の書類を求める場合があるので、その際は速やかに提出すること。また、担当者等から提出される本入札に係る契約関係書類については、事業者としての決定であること。もし、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。得ることについても了承すること。

- (3) 仕様等に関する疑義については、「調達についての質問票」にて令和8年8月20日(木) 午前11時までに提出すること。

2 入札方法及び書類等提出方法

イ この調達件名の入札にあたっては、入札説明書を熟覧のうえ、入札書を提出すること。

開札日は令和8年8月21日(金) 午後1時であるが、入札に参加する場合、令和8年8月4日(火) 午前9時から令和8年8月21日(金) 正午までの間に入札書の提出が必須となる(電子入札参加・紙入札参加ともに)ため、注意すること。

なお、紙入札における代理人委任の場合は、併せて「委任状(様式2)」の提出を忘れないよう注意すること(入札書封筒とは分けること)。

また、紙入札において開札に不立会の場合には、事前に「開札承諾書（様式6）」を提出しておくこと。

ロ 入札書の提出から開札、落札者の決定までの流れについては、当説明書及び別添「入札の流れ」中に明記しているので、十分に確認しておくこと。

3 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎

岡山労働局総務部総務課会計第二係 橋本

電話：086-225-2011

自動車の性能に関する審査要領

1. 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 納入しようとする自動車が仕様書に定める要求要件をすべて満たしていること。

2. 総合評価点の計算方法

- ① 総合評価点＝環境性能（燃費値）に対する得点÷入札価格に対する得点とする。
- ② ①の「環境性能（燃費値）に対する得点」は、仕様書に記載された要求要件を全て満たしている場合には、標準点（100点）を与え、さらに、環境性能（燃費値）について、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）」第6条による「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和8年3月）」の「自動車」の基準における燃費基準値を上回る部分について環境性能の評価に応じ得点（加算点）を与える。

標準値はグリーン購入法に基づく基本方針に定める車種別・燃料種別の燃費基準値とし、燃費目標値は車種・燃料種によらず燃費基準値の2倍とする。

加算点は、30点を満点とし、入札者が納品しようとする自動車の環境性能が、仕様を満たす市販車の最高水準にあるもの（燃費目標値）と燃費基準値の間のどの位置にあるのかをもって評価する。具体的には、以下のとおりとする。

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}$$

これを踏まえた本入札に係る小型乗用車の加算点の算定方法は以下のとおりとする。

$$\text{加算点} = 30 \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{燃費基準値} (\text{※})}{\text{燃費基準値} (\text{※})}$$

つまり、「環境性能（燃費値）に対する得点」は、以下で算出することとなる。

「環境性能（燃費値）に対する得点」＝

- 【仕様書 普通乗用車】（100＋加算点）× 1台分
- 【仕様書 軽乗用車】（100＋加算点）× 2台分
- 【仕様書 小型貨物車】（100＋加算点）× 2台分

- ③ ①の「入札価格に対する得点」は入札価格を1万円で除して得た値とする。

3. 自動車の燃費値の算定方法

WLTC モードによる燃費値を使用するものとする。

4. 燃費基準値について

「グリーン購入法の自動車に係る判断の基準（燃費基準値）」によることとする。（以下、一部抜粋。）

◇グリーン購入法の自動車に係る判断の基準（燃費基準値）

令和 6 年度以降の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の自動車に係る判断の基準（燃費基準値）は、以下のとおり。なお、自動車の種類、構造等の定義、判断の基準等の詳細については、同基本方針を参照のこと。

乗用車に係る燃費基準値（WLTC モード燃費値）の算定方法は、次式による。なお、次式において係数 α 及び β を乗ずる前に小数点以下第 1 位未満を四捨五入すること。

$$FE = (-2.47 \times 10^{-6} \times M^2 - 8.52 \times 10^{-4} \times M + 30.65) \times \alpha \times \beta \quad (M < 2,759\text{kg})$$

$$FE = 9.5 \times \alpha \times \beta \quad (M \geq 2,759\text{kg})$$

FE：燃費基準値（km/L）（小数点以下第 1 位未満を四捨五入）

M：車両重量（kg）

α ：燃費基準達成率であって 0.8

β ：燃料がガソリンの場合は 1.0、軽油の場合は 1.1、LP ガスの場合は 0.74

＜ガソリン乗用車等に係る燃費基準＞

表 1 ガソリン乗用車、ディーゼル乗用車及びLPガス乗用車に係るJC08モード又はWLTCモード燃費基準⁴¹

区 分	燃費基準値		
	ガソリン	ディーゼル	LPガス
車両重量が ⁶ 741kg未満	24.6km/L以上	27.1km/L以上	19.2km/L以上
車両重量が ⁶ 741kg以上 856kg未満	24.5km/L以上	27.0km/L以上	19.2km/L以上
車両重量が ⁶ 856kg以上 971kg未満	23.7km/L以上	26.1km/L以上	18.5km/L以上
車両重量が ⁶ 971kg以上1,081kg未満	23.4km/L以上	25.8km/L以上	18.3km/L以上
車両重量が ⁶ 1,081kg以上1,196kg未満	21.8km/L以上	24.0km/L以上	17.1km/L以上
車両重量が ⁶ 1,196kg以上1,311kg未満	20.3km/L以上	22.4km/L以上	15.9km/L以上
車両重量が ⁶ 1,311kg以上1,421kg未満	19.0km/L以上	20.9km/L以上	14.9km/L以上
車両重量が ⁶ 1,421kg以上1,531kg未満	17.6km/L以上	19.4km/L以上	13.8km/L以上

備考）「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条第 6 号に規定する空車状態における車両の重量をいう。以下同じ。

＜ガソリン小型貨物車等に係る燃費基準＞

表 3－1 ガソリン及びディーゼル小型貨物車に係る JC08 モード又は WLTC モード燃費基準値

区分			燃費基準値	
変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	ガソリン	ディーゼル
	741kg未満	構造A	25.3km/L以上	27.8km/L以上
	741kg以上 856kg未満		22.5km/L以上	24.8km/L以上
	856kg以上 971kg未満		20.4km/L以上	22.5km/L以上
	971kg以上 1,081kg未満		18.7km/L以上	20.6km/L以上
	1,081kg以上 1,196kg未満		16.7km/L以上	18.3km/L以上
	1,196kg以上		15.2km/L以上	16.7km/L以上

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 岡山労働局総務部長 松岡 宗寛 (以下「甲」という。)は、業務用自動車の賃貸借等について、 (以下「乙」という。)との間に下記条項の契約を締結する。

記

(契約の要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- | | |
|--------|---------------------------------|
| 一 件名 | 令和8～12年度 岡山労働局の業務用自動車の賃貸借等に係る契約 |
| 二 契約期間 | 契約締結日から令和13年3月31日まで |
| 三 履行場所 | 支出負担行為担当官が指定する場所 |
| 四 契約金額 | 契約書別表のとおり |
| 五 履行要件 | 仕様書のとおり |
| 六 支払方法 | 口座支払 |

(契約保証金)

第2条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(信義誠実の原則)

第3条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第4条 乙は、別添仕様書に基づき業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(費用の負担)

第5条 本契約書に別に定めるものを除き、乙が本契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

(再委託)

第6条 乙は、業務の全部を第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

2 乙は、業務の一部を再委託する場合には、所定の様式により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

なお、この場合に乙は、再委託者の行為についてすべての責任を負うものとし、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書の規定を準用して再委託者と約定しなければならない。

3 乙は、再委託先またはその役員もしくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。）を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めたときはこれに応じなければならない。

- 4 乙は、再委託先を変更する場合は、所定の様式により甲に再委託に係る変更承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 この契約にいう「第三者」「再委託先」とは、特に定めのない限り乙と法人格を異にする者をいい、子会社等資本関係のある者であっても「第三者」「再委託先」に該当するものとする。

(履行体制)

- 第7条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、前条の手続の際、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を所定の様式により甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更届出書により甲に承認を求めなければならない。ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。
 - 一 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更
 - 二 事業参加者の住所のみの変更
 - 三 契約金額のみの変更
 - 3 前2項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため、乙に対して説明を求めるものとし、乙は速やかにこれに応じなければならない。

(納入方法)

- 第8条 乙は、第1条の契約期間中、契約対象物品（以下「現品」という。）について、甲の指定する期日内に指定の数量を指定の場所に納入するものとし、納品したときは報告書をもって直ちにその旨を甲に通知するものとする。

(検査)

- 第9条 乙は現品の納入時及び業務終了後には、甲の指定する検査担当官の検査を受けなければならない。
- 2 甲の指定する検査職員は、契約履行状況について、連絡を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。
 - 3 乙は、業務終了時の検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。
 - 4 検査の結果、不良品があるときは、乙は、検査職員の指示に従い、遅滞なく修正し、再検査を受け、これに合格しなければならない。

(代金支払)

- 第10条 現品の代金の請求について、乙は、当月分を取りまとめ、官署支出官 岡山労働局長（以下「支出官」という。）に翌月に請求書を提出するものとする。
- 2 乙は、前項の請求書に「明細」として数量、単価、金額を記載しなければならない。
 - 3 支出官は、適法な請求書を受理して30日以内に当該請求金額を支払うものとする。
 - 4 支出官は、自己の責に帰すべき理由により代金の支払いを遅延した場合においては、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。
ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、その金額は支払わないこととする。

(納入の延期)

- 第11条 乙は、納入場所及び納入期限に現品の納入が困難な場合は、その事由を明示し、納

入期限の延期を甲に請求することができる。

- 2 甲は、前項の場合において、特にやむを得ない事情と認められるものに限り、遅滞料を徴収して延期を許すことができる。この場合の遅延料は、納入期日の翌日から起算して、延滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し、年3%の割合で計算した金額とする。ただし、前項の事由が天災地変その他正当な理由によると認められる場合は、この限りでない。

(危険負担)

- 第12条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(事情変更)

- 第13条 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天変地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、協議して本契約の全部又は一部を変更することができる。ただし、乙から労務費、原材料費又はエネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合には、その可否について迅速かつ適切に協議するものとする。
- 2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第14条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。
- 2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

- 第15条 乙は、本契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。
- 2 乙は、本契約によって知得した内容を保護するために必要な措置を講じなくてはならない。

(契約の解除)

- 第16条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号及び第4号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。
 - 一 第11条の規定により延期が認められた場合を除き、納入期限に合格品の受渡を終了しないとき。

- 二 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。
- 三 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- 四 甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。
- 3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(損害賠償)

- 第17条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。
- 2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。
 - 3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第18条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 二 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)
 - 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第19条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

- 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は確定したとき。
- 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第21条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第22条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第23条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第24条 甲は、第16条第2項、同条第3項、第20条、第21条、第23条第2項、第26条第2項及び第28条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第16条第2項、同条第3項、第20条、第21条、第23条第2項、第26条第2項及び第28条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第25条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第26条 甲は、乙が第9条に規定する検査に合格した後において、当該履行が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

一 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと

二 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第27条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第28条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、何ら催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- 二 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- 三 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
- 2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

- 第29条 第28条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
 - 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

- 第30条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(監査)

- 第31条 甲は、乙に対して仕様書等に定める情報セキュリティ対策に関する監査を行うことができる。
- 2 甲は、前項に規定する監査を行うため、甲の指名する者を乙の事業所、工場その他の関係場所に派遣することができる。
 - 3 甲は、第1項に規定する監査の結果、乙の情報セキュリティ対策が厚生労働省の定める基準を満たしていないと認められる場合は、その是正のため必要な措置を講じるよう求めることができる。
 - 4 乙は、前項の規定による甲の求めがあったときは、速やかに、その是正措置を講じなければならない。
 - 5 前各項の規定は、乙の下請負者について準用する。ただし、第3項に規定する甲が行う是正のための求めについては、乙に対し直接行うものとする。
 - 6 乙は、甲が乙の下請負者に対し監査を行うときは、甲の求めに応じ、必要な協力をしなければならない。

(事故等発生時の措置)

- 第32条 乙は、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生したときは、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。
- 2 次に掲げる場合において、乙は、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。
- 一 保護すべき情報が保存されたサーバ又はパソコン（以下「サーバ等」という。）に悪意のあるコード（情報システムが提供する機能を妨害するプログラムの総称であり、コンピューターウイルス及びスパイウェア等をいう。以下同じ。）への感染又は不正ア

クセスが認められた場合

- 二 保護すべき情報が保存されているサーバ等と同一のネットワークに接続されているサーバ等に悪意のあるコードへの感染が認められた場合
- 3 第1項に規定する事故について、それらの疑い又は事故につながるおそれのある場合は、乙は、適切な措置を講じるとともに、速やかに、その詳細を甲に報告しなければならない。
- 4 前3項に規定する報告のほか、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生した可能性又は将来発生する懸念について乙の内部又は外部から指摘（報道を含む。）があったときは、乙は、当該可能性又は懸念の真偽を含む把握し得る限りの全ての背景及び事実関係の詳細を速やかに甲に報告しなければならない。
- 5 前各項に規定する報告を受けた甲による調査については、前条の規定を準用する。
- 6 乙は、第1項に規定する事故がこの契約に与える影響等について調査し、その後の措置について甲と協議しなければならない。
- 7 第1項に規定する事故が乙の責めに帰すべき事由によるものである場合には、前項に規定する協議の結果、とられる措置に必要な費用は、乙の負担とする。
- 8 前項の規定は、甲の損害賠償請求権を制限するものではない。

（契約履行後における乙の義務等）

- 第33条 第31条及び第32条の規定は、契約履行後においても準用する。ただし、当該情報が保護すべき情報でなくなった場合は、この限りでない。
- 2 甲は、契約履行後における乙に対する保護すべき情報の返却、提出等の指示のほか、業務に支障が生じるおそれがない場合は、乙に保護すべき情報の破棄を求めることができる。
 - 3 乙は、前項の求めがあった場合において、保護すべき情報を引き続き保有する必要があるときは、その理由を添えて甲に協議を求めることができる。

（疑義等の解決）

- 第34条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。
- 2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとする。

（存続条項）

- 第35条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第10条第4項、第15条、第16条第2項、第17条、第19条、第22条、第24条、第26条、第29条、第31条、第32条、第33条、第34条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結の証として本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を所持するものとする。

令和8年●月●日

甲

岡山市北区下石井1-4-1

支出負担行為担当官

岡山労働局総務部長

松岡 宗寛

乙

様式 1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
岡山労働局総務部長 殿

住 所
称号又は名称
代 表 者 氏 名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式 2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
岡山労働局総務部長 殿

住 所
称号又は名称
代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式3

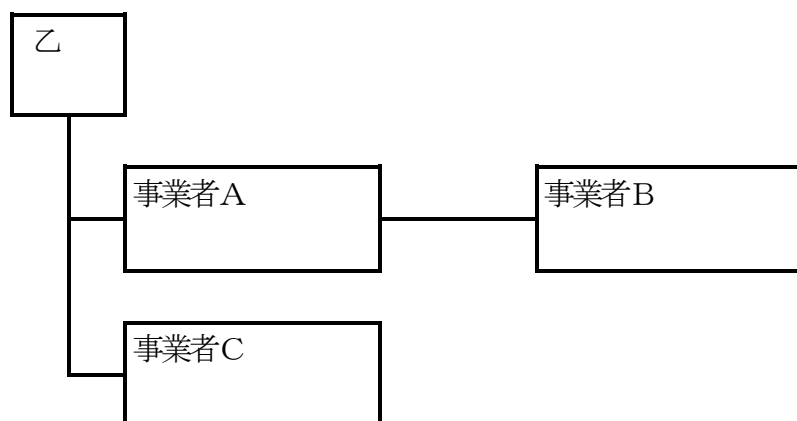
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住 所	契約金額	業 務 の 範 囲
A	岡山市〇〇区・・・	円	
B			



様式 4

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
岡山労働局総務部長 殿

住 所
称号又は名称
代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第 7 条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

封書記載例

封筒表面

令和8（12）年度 岡山労働局の業務用自動車の 賃貸借等に係る契約	入 札 書 在 中	支出負担行為担当官 殿						
<table><tr><td>会社名</td><td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</td></tr><tr><td>住 所</td><td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</td></tr><tr><td>電 話</td><td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</td></tr></table>			会社名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	住 所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	電 話	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
会社名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇							
住 所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇							
電 話	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇							

封筒裏面

印
印
印